

(事業名)介護給付等費用適正化事業

①実態把握

把握水準が妥当 1人

把握水準が不十分 7人

<外部有識者のコメント>

○事業が立ち上がってあまり時間がたっておらず、保険者の数が膨大であることを思えば、把握水準が不十分なものも諒とすべきところがないではないが、いかにも「井勘定」の感を免れない。事業の各アイテムごとに費用対効果の分析がなされるべきであろう。

○各保険者が、実施している事業の内訳を厚労省で十分把握できていない。

○主要5事業に、どの程度の費用が投入され、どの程度の事業量があり、直接的にどの程度の効果があるのか不明(事業の是非について、定量的に判断する材料が不足)。

○一体どのような事業を各保険者が行っているのか具体的に把握されていない。これでは3年計画完了時に適切な将来のプランを立てることはできないように思える。

○自治体がどんな事業を実施しているかの状況は、国としても口を出すということとは別に把握する必要がある。

○効果測定があまい。何故、自治体によりばらつきがあるのか。その分析が甘い。何故3年間の離陸期が必要なのか。元来、保険者に経営リソースを投入する関心が出にくい事業構成。

○どのような事業を行ったのか、それにいくらの予算をわりあてたのか、その効果がどれほどであったのかを報告させるべき。

②事業見直しの余地

コメント結果		事業は継続するが、更なる見直しが必要	
改革案は妥当	0 人		
改革案では不十分	8 人	1 人	事業の廃止(直ちに)
		1 人	事業の廃止(事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後)
		1 人	国が実施する必要なし(地方公共団体の判断に任せる)
		0 人	国が実施する必要なし(民間の判断に任せる)
		0 人	国が実施する必要なし(その他())
		5 人	事業は継続するが、更なる見直しが必要

<とりまとめコメントの概要>

- 国、都道府県、保険者の役割を改めて整理したうえで、国が負担して行うべきものは何か議論するべき。
- システムの活用による、より効率的で効果的な方法があるのではないか。

<外部有識者のコメント>

○事業内容は保険者が当然なすべきアイテムばかりであり、自助努力をしなければ自分が損をするだけの話であり、国が介入する必要はない。国費が投入されているので、国としてモニターする必要があるというのであれば(それは当然であるが)保険者の自主事業に委ねるべきではない。

○費用対効果があがるよう国として指導すべきではないか。

○H22で打ち切り。縦覧・突合のための、より効果的、効率的なシステム構築を図った方がベターではないか。自主的、自立的な保険者の取り組みは、自らの努力で行われてもよいのではないか。

○適正化のための具体的なプランを策定する主体があいまいであるように思える。3年計画は国が作り、単年度は地方が考えるということなのか。3年間の成果を踏まえ、今までと違う事業で適正化できないか、事業ごとの取り組みの比重をどう変えるのか、具体的に考える姿勢が必要。適正化システムの活用がなされていない道、県に対して強い指導があつてしかるべきではないか。

○介護保険の制度の啓発やサービス利用についてのPRは、この事業の中で行うのは不適切。真に有効な事業になるように厚労省としても実態の把握と研究を進めて自治体に提供する必要がある。

○当該費用に相対する効果測定が不可能なものなので、システム構築以外は、全て介護保険給付全般に投下して、本事業は保険者に任せる、或いはより抜本的な改善として「廃止」をする(判断は「国が実施する必要はない」)。実務上の対応で改善可能なものという範囲を超えて本制度の運用の基本。

○縦覧点検事業が最も効果があるように思えるが、点検事業を全ての保険者が行うようなインセンティブを与える事業を中心に事業を再構築すべき。その際、国保中央会がつくったシステムの活用をはかるよう促すべき。それにより、事業規模は相当圧縮可能。介護保険には一般のサラリーマンが負担する保険料もつぎこまれているのだから、縦覧点検は全ての保険者に義務化すべき。

○実のある実績が残せるプランを全国市町村が策定し事業の推進を図るべきである。国、都道府県が市町村をもっと指導した方が良いと思う。事業の研修会を都道府県単位でやったらどうか。